府　令

○内閣府令第三十七号

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）及び内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）を実施するため、内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年四月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令

内閣府本府組織規則（平成十三年内閣府令第一号）の一部を次のとおり改正する。

第四十六条第五号中「関すること」の下に「（運営課の所掌に属するものを除く。）」を加え、第四十七条に次の一号を加える。

三　迎賓館の参観に関すること。

附　則

この府令は、平成二十八年四月十九日から施行する。

○内閣府令第三十八号

迎賓館の施設に係る参観料の徴収に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年四月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

迎賓館の施設に係る参観料の徴収に関する内閣府令

（趣旨）

第一条　迎賓館の施設に係る参観料の徴収については、この府令の定めるところによる。

（参観料の徴収）

第二条　迎賓館の施設のうち内閣総理大臣が別に定めるものを参観しようとする者は、参観料を国に納めるものとする。

2　前項の参観料の額は、内閣総理大臣が別に定めるものとする。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省　令

○農林水産省令第三十四号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第二項、第九条の二第一項、第十四条第二項第一号イ、第十六条第四項及び第三十二条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、家畜改良増殖法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月十九日

農林水産大臣　森山　**裕**

家畜改良増殖法施行規則の一部を改正する省令

家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号イを次のように改める。

イ　牛について

(1)　肉用の品種であつて農林水産大臣が指定するものについては、遺伝性先天性ボルフィリン症、遺伝性特発性てんかん、遺伝性けいれん性不全麻ひ、遺伝性先天性軟骨発育不全症、遺伝性長期在胎、遺伝性の奇型、クローディン十六欠損症、第十三因子欠損症、バンド三欠損症、ＩＡＲＳ異常症及びモリブデン補酵素欠損症並びにこれらを後代に発現させる遺伝性疾患

(2)　乳用の品種であつて農林水産大臣が指定するものについては、遺伝性先天性ボルフィリン症、遺伝性特発性てんかん、遺伝性けいれん性不全麻ひ、遺伝性先天性軟骨発育不全症、遺伝性長期在胎、遺伝性の奇型、牛白血球粘着性欠如症、牛複合脊椎形成不全症及び牛短脊椎症並びにこれらを後代に発現させる遺伝性疾患

(3)　(1)及び(2)の農林水産大臣が指定する品種以外のものについては、遺伝性先天性ボルフィリン症、遺伝性特発性てんかん、遺伝性けいれん性不全麻ひ、遺伝性先天性軟骨発育不全症、遺伝性長期在胎及び遺伝性の奇型並びにこれらを後代に発現させる遺伝性疾患

第十三条の二中「及び遺伝性疾患」を削り、各号を次のように改める。

一　第六条第一号イに掲げる伝染性疾患（ブルセラ病を除く。）

二　牛伝染性鼻気管炎、ブルータング、ランピースキン病、トリパノソーマ病及びレプトスピラ症（レプトスピラ・ポモナによるものに限る。）

第十七条の八を次のように改める。

第十七条の八　削除

第二十三条第一項第一号の表科目の欄、第二項第一号の表科目の欄及び第四項中「繁殖生理」の下に「（神経・内分泌及び雌繁殖生理）」を、「精子生理」の下に「（雄繁殖生理）」を、「種付けの理論」の下に「（妊娠と分娩）」を加える。

別記様式第二号裏面を次のように改める。

種畜証明書番号	検査年月日	有効期間	検査担当者氏名

変更年月日	飼養者の住所及び氏名又は名称	発行者証印

その他特記すべき事項	記載年月日	検査担当者氏名

別記様式第七号その一の備考6を同様式その一の備考7とし、同様式その一の備考3から備考5までを1ずつ繰り下げ、同様式その一の備考2の次に次のように加える。

3　精液を混合処理した場合は、用紙の右肩に「混合」と記載すること。その場合、精液を採取した種畜の名前の欄については、その精液が混合されている種畜のうち少なくとも1頭について記載し、併せて合計頭数が分かるよう記載すること。

別記様式第九号その三の備考に次のように加える。

6　精液を混合処理した場合には、種畜の名前の欄には、その精液が混合されている種畜のうち少なくとも1頭について記載し、併せて合計頭数が分かるよう記載すること。

別記様式第九号その三の備考に次のように加える。

3　混合精液を使用した場合には、種畜の名前の欄には、使用した混合精液に添付されている家畜人工授精用精液証明書表の精液を採取した種畜の名前の欄に記載されている事項をそのまま記載すること。

別記様式第十号の備考を同様式の備考1とし、同備考に次のように加える。

2　混合精液を使用した場合には、種畜の名前の欄には、使用した混合精液に添付されている家畜人工授精用精液証明書表の精液を採取した種畜の名前の欄に記載されている事項をそのまま記載すること。